

○内閣府令第二十一号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年四月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

（東日本大震災に伴う貸付けに関する特例）

- 2 個人顧客が東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住所又は居所を有する者（以下「震災特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、平成二十三年十月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

			第十条の二十三第一項第二号の 三月
二八	第十条の二十三第一項第四号口	事業計画、収支計画及び資金計画 (この号に掲げる契約に係る貸付 けの金額が百万円を超えないもの であるときは、当該個人顧客の営 む事業の状況、収支の状況及び資 金繰りの状況。以下同じ。)	営む事業の状況、収支の状況及び資 金繰りの状況
六月	第十条の二十三第二項第二号の 二口(2)	書面 書面又は当該特定緊急貸付契約の相 手方である個人顧客から申告を受け た当該費用の見積額を記載した書面	営む事業の状況、収支の状況及び資 金繰りの状況
	第十条の二十三第二項第四号口	事業計画、収支計画及び資金計画 営む事業の状況、収支の状況及び資 金繰りの状況	

第十条の二十八第一項第一号ハ	三月
事業計画、収支計画及び資金計画	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況

3 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十一号）の施行の日から平成二十三年十月三十一日までの間に、震災特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出できないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出できない理由を記載した書面を保存することができる。

附則に次の二項を加える。

4 第十条の二十六第一項の場合において、貸金業者が、第十条の十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を行う震災特例対象者である個人顧客に係る法第十三条の三第五項に規定する極度方式個人顧客合算額が百万円を超えると知つたときにおける第十条の二十六第一項の規定の適用については、平成二十三年

十月三十一日までの間は、同項中「一月」とあるのは、「六月」とする。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、公布の日から施行する。ただし、この府令による改正後の貸金業法施行規則附則第四項及び次項の規定は、平成二十三年一月十一日から適用する。

（調整規定）

2 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第十三条第三項に規定する個人顧客がこの府令による改正後の貸金業法施行規則附則第二項に規定する震災特例対象者である場合においては、平成二十三年十月三十一日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。